Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出		△　64,714,148
小計		△　64,714,148
利息の支払額		△　1,423,792
財務活動によるキャッシュ・フロー		△　66,137,940
Ⅳ　資金に係る換算差額		0
Ⅴ　資金増加額		671,398,578
Ⅵ　資金期首残高		7,057,777,930
Ⅶ　資金期末残高		7,729,176,508

利益の処分に関する書類（案）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			552,519,278
当期総利益		552,519,278	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		80,572,146	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究の質の向上及び組織運営の改善積立金	471,947,132	471,947,132	552,519,278

注　　記　　事　　項

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）に係る規定を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

ただし、「退職一時金」については費用進行基準を、「ミッション実現加速化経費」「特殊要因経費」「教育・研究基盤維持経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準又は費用進行基準を採用しております。

なお、法人内予算におけるプロジェクト事業等については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。

ただし、リース資産についてはリース期間を耐用年数としております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物　　２～61年

構築物　　２～60年

工具器具備品　１～20年

受託研究等収入により取得した償却資産について、当該研究の終了後に他の目的に使用することが困難な場合は、当該研究終了までの期間を耐用年数として減価償却しています。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第85）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

翌事業年度以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員への賞与の支払に備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。ただし、当事業年度について計上額はありません。

なお、上記以外の役員及び教職員の賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

また、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

運営費交付金により財源措置がなされない教職員の退職給付に備えるため、退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、上記以外の教職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

また、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第83第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

ただし、当事業年度について計上額はありません。

５．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

ただし、貸倒引当金は当事業年度について計上額はありません。

６．有価証券及び金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑴　売買目的有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法

（寄附金により取得した債券については、評価損益を寄附金債務として負債に計上しております。）

⑵　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

（寄附金により取得した債券については、評価差額を寄附金債務として負債に計上しております。）